

滞納整理事務に係る職員表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、滞納整理事務に従事する職員の意欲の向上及び組織の活性化を図るとともに、市の債権に係る収入の確保及び滞納の解消を促進するため、職員表彰について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 滞納整理事務に従事する職員 財務部税務担当課職員をいう。
- (2) 徴収額等 徴収額（現年課税引継分徴収額、滞納繰越分徴収額及び延滞金徴収額の合計額）滞納処分の件数及び執行停止の件数等をいう。ただし、徴収額等が本人の努力以外の成果であると認められ、その帰属が明らかな場合等については、調整することがある。
- (3) 市の債権 財務部税務担当課において所管している債権をいう。

(表彰)

第3条 この表彰は、滞納整理事務に従事する職員又は従事していた職員であって、4月1日から翌年3月31日までの期間において、次の各号のいずれかに該当するものについて表彰状を授与してこれを行う。

- (1) 滞納整理実績のうち徴収額等の多い者で、業績等が特に優れた職員
- (2) 滞納整理業務において、事務処理の効率化、搜索、公売等の換価処分、職員の士気向上等、貢献が顕著である職員
- (3) その他、特に表彰する必要があると市長が認める者

2 前項に該当する者については、財務部税務担当課長が市長に内申を行う。ただし、異動者及び退職者については旧所属で行う。

3 この表彰は、年1回行う。

(徴収額等の記録及び公表)

第4条 前条に規定する表彰の方法のほか、所属、氏名及び徴収額等を記録し、公表するものとする。

2 前項の記録は、一覧表として毎年記録するものとする。

(報告)

第5条 被表彰者の所属する課の課長は、この要綱に基づく表彰の実績について、総務部人事課長に報告をするものとする。

(その他)

第6条 この要綱による表彰の庶務は、財務部収納対策課において所掌する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

なお、経過措置として平成27年度は、従前(改定前)の期間により平成26年10月1日から平成27年3月31日の期間において表彰を実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。